

議第93号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 9 月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会の項中「事項」の右に「（滋賀県県民生活部PFI事業者等選定委員会が担任する事務に係るものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

滋賀県県民生活部PFI事業者等選定委員会	知事の諮問に応じて県民生活部の所管に属する特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）（同法第7条の規定により選定されたものに限る。）を実施する民間事業者の選定（同法第8条第1項に規定する民間事業者の選定をいう。）に関する事項および当該特定事業が公の施設の整備等に関する事業である場合において、併せて当該公の施設の指定管理者の選定をしようとするときにおける当該選定に関する事項について調査審議すること。	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
----------------------	---	------	--	-----------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。